

こども医療費助成について

下記に該当する場合、福祉課窓口にて支給申請手続きが必要になります。

- ①受診の際に医療機関窓口にて「こども医療費助成金受給資格証」を提示しなかった場合。
- ②県外の医療機関で受診された場合。
- ③県内の「自動償還方式」を導入していない医療機関で受診された場合。
- ④医療費の自己負担額に未払いがある場合。



申請手続きに必要なもの

○こども医療費受給資格者証 ○印鑑 ○領収書

*受診した月の翌月に1ヶ月分の医療費の領収書をまとめてお持ちください。少ない場合は、2～3ヶ月まとめても構いません。

*高額療養費、付加給付金等の対象となっている場合は、その金額がわかる書類をお持ちください。

*入院のある方は会社の担当者又は各医療保険機関へ付加給付金、高額医療費等の適用が無いか確認の上、お持ちください。

*育成医療等は自己負担について助成します。

*健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など保険適用外の自費分は助成対象外です。

*受給資格者認定の変更について

住所・氏名・健康保険被保険者証に変更がある方は、必ず変更申請を行ってください。

変更事項に関する書類を持参してください。(健康保険被保険者証・預金通帳等)

*受給者資格証を紛失したときには

窓口での再交付申請の手続きをしてください。印鑑は忘れずお持ちください。また、破れたり汚した場合も再交付が可能です。 ※受給者資格証をご持参ください。

お問い合わせ：福祉課 母子保健係 ☎966-1207

合同相談のお知らせ



日 時 8月18日(水)
午前10時～12時
午後1時～3時

相談内容 最終受付は2時30分
法律上の困りごとや暮らしの中の困りごと、
人権に関することなど

場 所 恩納村役場

予約開始 8月11日(水) 総務課窓口または電話

●限られた時間で相談できるよう、あらかじめ相談内容の要点をまとめておいてください。関係書類がある場合はお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。中止・変更等につきましては、村ホームページにてお知らせいたします。

お問い合わせ 総務課 ☎966-1200

農地利用状況調査の実施について

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行っています。ご協力ください。

期 間 8月1日(日)～8月31日(火)

調査対象 村内すべての農地

調査員 農業委員、農地利用最適化推進委員、
事務局職員

●詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ

恩納村農業委員会 ☎966-1204